

第 19 号議案

小城市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、小城市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正するため

小城市教育委員会告示第 号

小城市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示

小城市子育て支援短期利用事業実施要綱（平成 21 年教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 7 条関係）小城市子育て支援短期利用者負担金に関する基準中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

小城市子育て支援短期利用事業実施要綱(平成21年小城市教育委員会告示第4号)新旧対照表

現行				改正後(案)				
小城市子育て支援短期利用事業実施要綱 平成21年6月29日 教育委員会告示第4号 改正 平成26年3月27日教委告示第4号 第1条～第10条 略 別表(第7条関係) 小城市子育て支援短期利用者負担金に関する基準 (単価：児童等1人当たり日額、円)				小城市子育て支援短期利用事業実施要綱 平成21年6月29日 教育委員会告示第4号 改正 平成26年3月27日教委告示第4号 第1条～第10条 略 別表(第7条関係) 小城市子育て支援短期利用者負担金に関する基準 (単価：児童等1人当たり日額、円)				
区分		委託に要する経費	保護者負担額	区分		委託に要する経費	保護者負担額	
生活保護世帯	2歳未満児	8,630	0	生活保護世帯	2歳未満児	8,630	0	
	2歳以上児	4,720	0		緊急一時保護 の母親	2歳以上児	4,720	0
	緊急一時保護 の母親	1,200	0			緊急一時保護 の母親	1,200	0
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	8,630	600	市町村民税非課税世帯	2歳未満児	8,630	600	
	2歳以上児	4,720	600		緊急一時保護 の母親	2歳以上児	4,720	600
	緊急一時保護 の母親	1,200	200			緊急一時保護 の母親	1,200	200
その他の世帯	2歳未満児	8,630	2,800	その他の世帯	2歳未満児	8,630	2,800	
	2歳以上児	4,720	1,500		2歳以上児	4,720	1,500	

	緊急一時保護 の母親	1,200	400
備考			
1 生活保護世帯には、市町村民税非課税世帯で母子及び 寡 婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現 に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 を含む。			
2 市町村民税非課税世帯には、1で取り扱われる場合を除く。			

	緊急一時保護 の母親	1,200	400
備考			
1 生活保護世帯には、市町村民税非課税世帯で母子及び父子並びに寡 婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現 に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 を含む。			
2 市町村民税非課税世帯には、1で取り扱われる場合を除く。			